

2022年（令和4年）9月27日

藤沢市長

鈴木恒夫様

藤沢市下水道運営審議会

会長 杉 洸 武

今後の下水道事業における整備と運営のあり方について（答申）

「中期経営計画の策定及び下水道使用料のあり方について」

2020年（令和2年）11月25日付にて、今後の下水道事業における整備と運営のあり方について、藤沢市長から本審議会に対し諮問がありました。

諮問の主な事項は、下水道ビジョンの見直し、及び今後の下水道使用料のあり方を踏まえた事業収支計画（「中・短期経営計画」）の策定の2つの具体的内容になります。

本審議会は、諮問の趣旨に添って、一つ目の内容である昨年度に答申を行った「下水道ビジョンの見直し」の検討とあわせて、これまで9回にわたり審議を行った結果、諮問事項のうち、二つ目の内容である「中期経営計画の策定及び下水道使用料のあり方について」、次のとおり答申します。

なお、「今後の下水道事業における整備と運営のあり方」につきまして、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

1 「ふじさわ下水道中期経営計画（案）」の策定について

本審議会は、新たな「ふじさわ下水道ビジョン」（以下「新ビジョン」という。）で定めた施策を具現化するための中期的な実行計画として「中期経営計画」を取りまとめました。具体的な事業計画と収支計画（投資・財政計画）が中心となる中期経営計画の要点は次のとおりです。

（1） 計画期間

計画期間は、「新ビジョン」の施行に合わせ令和5年度から開始し、令和14

年度までの10年間とします。

(2) 現状と課題

下水道における事業課題では、今後10年間で急速に施設の老朽化が進むことが予測されるため、施設の適正な維持管理や、改築・更新を着実に実施し、「市民の安全で快適な暮らしを維持していく」ため、浸水・地震などの災害対策や水域環境の向上など、更なる環境対策などへの取組を進める必要があります。

(3) 経営方針

経営方針は、計画期間におけるテーマを「老朽化対策を軌道にのせる10年とする」と設定し、経営目標に掲げた健全経営に必要な視点を定め、本計画を策定し推進します。

(4) 事業計画

様々なリスクを視野に入れた、投資と効果のバランスを考えた事業計画として、施策を推進するための達成目標を示し、具体的な取組と年次計画を定めます。また、優先的に実施する施策に、重点的に予算を配分することで事業効果発現のスピードアップを図ります。

(5) 収支計画（投資・財政計画）

経営方針で示した計画期間におけるテーマ「老朽化対策を軌道にのせる10年とする」に沿い、指標（経営比較分析表）の分析や財政シミュレーションを用いて、20年間の長期的な財政状況を見通したうえで、健全経営の視点を通じて、10年間の収支計画を定めます。

(6) 進行管理計画

本計画を着実に実行するため、管理指標を用いて「年次計画（Plan）」に示した「事業の実施状況（Do）」の「評価（Check）」を行い、その評価結果に基づき、事業計画及び収支計画の「見直し・調整（Action）」を実施することで、PDCAサイクルの確立を図ります。また、評価結果を公表・説明することなどにより、市民の理解を進めていきます。

2 下水道使用料のあり方について

本審議会は、中期経営計画で定める具体的な事業計画と収支計画に沿って事業

を進めるには、安定した経営基盤の確立が必要であり、下水道使用料のあり方を見直す必要があると考えます。

これまでも下水道事業の経営課題の解決に向けて、下水道使用料の改定が行われてきましたが、支出面では人件費の削減や下水道施設の省エネルギー化、収入面では未収金対策などの経営努力が行われ、健全経営が維持されてきたことを理解しています。

今後は、多くの下水道施設が耐用年数を迎えることにより、本格的な老朽化対策にシフトするうえでも、将来を見据えた再構築を意識し、アセットマネジメントをより効果的に活用することが求められます。

そのため、中期経営計画の経営方針の達成に向けた下水道使用料のあり方を見直すにあたり、現行の下水道使用料体系について検証し、「持続的・安定的な収入確保」「利用者間の公平性の確保」「わかりやすい使用料体系」を基本方針として検討を行い、次のとおり取りまとめました。

(1) 下水道使用料のあり方の基本方針

ア 持続的・安定的な収入確保

将来的な人口減少や少子高齢化に伴う水需要の変動という状況下でも持続的・安定的に収入を確保することが必要です。

需要家費（使用料徴収経費等）及び固定費（人件費、減価償却費、支払利息等）は基本使用料で賄うことが望ましく、下水道使用料収入における基本使用料の割合（固定費算入率）を向上させることが求められます。このことにより、水量に関わらず確保できる収入が増加するため、経営の安定化に繋がります。

なお、固定費算入率を現在の34%から、将来的に50%にすることが必要と理解していますが、急激な基本使用料の値上げを避けるため40%とすることが妥当と考えます。

イ 利用者間の公平性の確保

特定の利用者へ偏った負担増がないようにすることが必要です。

本市では、一般家庭への配慮などのため、多量排水者ほど1m³あたりの単価が高くなる累進逓増制を採用しています。従量使用料を一律の割合で値上げし、使用水量が増える毎に値上げ幅が大きくなることにより、使用水量に応じた負担の公平性を確保することが妥当と考えます。

なお、経営の安定化を図り、基本使用料の割合の向上を行うこととの兼ね合いにより、累進逓増制の度合いを示す累進度は現行の4.17から3.93となりますが、負担の公平性の観点から配慮したものと考えます。

ウ わかりやすい使用料体系

使用料体系は、利用者にとってわかりやすい単純な仕組みであることが必要です。

このことから、県営水道と同様の水量区分と二部使用料制（基本使用料制及び従量使用料制の組み合わせ）を引き続き採用することが妥当と考えます。

また、県内全市町村が基本水量制を採用しており、県営水道についても8^mまでを基本料金としていることから、引き続き8^mまでを基本水量とすることが適切であると考えます。

(2) 下水道使用料体系（改定案）

下水道使用料のあり方の検討を踏まえて、下水道使用料体系を次のとおり取りまとめました。

区分	汚水排除量	金額（税抜）		
		改定案		現行
一般 汚水	8 ^m 以下の分		820 円	699 円
	8 ^m を超え 15 ^m 以下の分	1 ^m につき	113 円	102 円
	15 ^m を超え 20 ^m 以下の分	1 ^m につき	131 円	118 円
	20 ^m を超え 30 ^m 以下の分	1 ^m につき	152 円	137 円
	30 ^m を超え 50 ^m 以下の分	1 ^m につき	185 円	167 円
	50 ^m を超え 100 ^m 以下の分	1 ^m につき	218 円	197 円
	特定 汚水	100 ^m を超え 300 ^m 以下の分	1 ^m につき	264 円
300 ^m を超え 1,000 ^m 以下の分		1 ^m につき	311 円	281 円
1,000 ^m を超え 5,000 ^m 以下の分		1 ^m につき	357 円	323 円
5,000 ^m を超える分		1 ^m につき	403 円	364 円
浴場 汚水		1 ^m につき	5 円	5 円

※浴場汚水については、この表に定める1^m当たりの金額を乗じて得た金額に100分の114.7を乗じて計算します。

※今回の見直しによる下水道使用料の平均改定率は12.7%です。

3 まとめ

本審議会は、令和3年6月から中期経営計画の策定及び下水道使用料のあり方について、担当部局が整理した資料等に基づき、慎重かつ丁寧に審議を進めた結果、ふじさわ下水道中期経営計画(案)の策定及び下水道使用料のあり方について、適切な内容であると考えます。

4 附帯意見

今後の下水道事業における整備と運営のあり方について、次のとおり意見を申し添えます。

(1) 中期経営計画の策定について

今後の事業の進捗に伴い、「中期経営計画」と各年度における事業の進捗と決算との照合や、中間年次においては目標に対する検証作業を行い、市民へ積極的に下水道事業の情報を公開し、利用者と共有すること及び下水道事業への市民の理解を進めることを要望します。

また、「今後の下水道事業における整備と運営のあり方」を踏まえ、少子高齢社会、人口減少社会、地球的な気候変動など社会の変化を見定め、下水道事業の長期的な展望を持ち、この10年間における中期経営計画の実効性を高めることを要望します。

(2) 下水道使用料のあり方について

下水道事業の将来的なリスクを低減するための費用の利用者の応分負担として、下水道使用料の改定は避けられないと判断します。

下水道使用料改定は、使用者の生活等への影響が大きく負担増を伴うものであることから、市は下水道事業者として、より一層の経営意識を高め、更なるコスト削減を図るなど、経営の合理化による事業費の削減及び下水道使用料改定以外の新たな収入財源の確保に努め、引き続き経営努力を行うことを切望します。

また、改定の時期については、中期経営計画の実施年度に合わせて、令和5年4月からの見直しが望ましいと考えますが、社会的状況、市民生活の実情及び市民の理解を踏まえながら実施することを要望します。

以 上